### 目次

0	0
○ 住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令	〇 住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十
5令(平成三十一	2二百九十二号)
:(平成三十一年政令第百五十二号)	【第一条関係】・・
_	•
第二	
条関係】	•
係	•
	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
	•
•	•
	•
• 33	1
აა	1

_
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
25

を受けている者」、「住民	、「後期高齢者医療の被保険者」、「介護保険の被保険者」、「国民年	第一条 この政令において、「個人番号」、「国民健康保険の被保険者」	(定義)	第一章 総則	附則	第五章 雑則(第三十一条—第三十五条)	三十二)	第四章の三 外国人住民に関する特例(第三十条の二十五―第三十条の	の二十四)	第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等(第三十条の二―第三十条	第四章 届出(第二十二条—第三十条)	第三章 戸籍の附票(第十八条—第二十一条)	第二章 住民基本台帳(第二条—第十七条の二)	第一章 総則(第一条)	目次	改正案
金の被保険者」、「児童手当の支給を受けている者」、「住民票コード	、「後期高齢者医療の被保険者」、「介護保険の被保険者」、「国民年	第一条 この政令において、「個人番号」、「国民健康保険の被保険者」	(定義)	第一章 総則	附則	第五章 雑則(第三十一条—第三十五条)	=1+1)	第四章の三 外国人住民に関する特例(第三十条の二十五―第三十条の	の二十四)	第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等(第三十条の二―第三十条	第四章 届出(第二十二条—第三十条)	第三章 戸籍の附票(第十八条—第二十一条)	第二章 住民基本台帳(第二条—第十七条)	第一章 総則(第一条)	目次	現行

う。 又 は 険者、 国民健康保険の被保険者、 十二条第 F 第十五条の二第 第七条第八号の二、第十号から第十一号の二まで若しくは第十三号 「外国人住民」とは、それぞれ住民基本台帳法 「除票」 国民年金の被保険者、 除 票 項、 転出、 第二十三条又は第三十条の四十五に規定する個人番号、 転出」 項、 戸籍の附票の除票、 第十五条の三第 後期高齢者医療の被保険者、 「戸籍の附票の除票」、 児童手当の支給を受けている者、 転入、 一項 転居又は外国人住民をい 第二十一条第一項、 (以下「法」という 「転入」、「転居」 介護保険の被保 住民票コ 第一

## 第二章 住民基本台帳

(住民票の記載)

成しなければならない。

成しなければならない。

のでき者があるときは、次項に定める場合を除き、その者の住民票を作内に住所を定めた者その他新たにその市町村の住民基本台帳に記録され第七条 市町村長は、新たに市町村 (特別区を含む。以下同じ。)の区域

2 (略

許可者、 転入、 滞在者をいう。 国民年金の被保険者、 康保険の被保険者、 条 第十一号の二まで若しくは第十三号、 住民基本台帳法 による経過滞在者」 法第二十四条又は法第三十条の四十五に規定する個人番号、 「転入」、 「特別永住者」 転居、 仮滞在許可者 転出、 「転居」 (以下「法」という。 又は 後期高齢者医療の被保険者、 外国人住民、 児童手当の支給を受けている者、 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過 「国籍喪失による経過滞在者」とは、 時庇護許可者」、 「転出」、 中長期在留者、 法第二十二条第 )第七条第八号の二、第十号から 「外国人住民」 「仮滞在許可者」 介護保険の被保険者 特別永住者 項 住民票コー 「中長期在留者 法第二十三 それぞれ 国民健 時 「出生 庇護 K

## 第二章 住民基本台帳

(住民票の記載)

| 定める場合を除き、その者の住民票を作成しなければならない。 にその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者があるときは、次項に 第七条 市町村長は、新たに市町村の区域内に住所を定めた者その他新た

受けることとなつたものを含む。)があるときは、その住民票にその者ることとなつたもの(既に当該世帯に属していた者で新たに法の適用を新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者でその世帯に属す2 市町村長は、一の世帯につき世帯を単位とする住民票を作成した後に

## (届出に基づく住民票の記載等)

ら前条までの規定による住民票の記載、消除又は記載の修正(以下「記たときは、当該届出の内容が事実であるかどうかを審査して、第七条か第十一条 市町村長は、法第四章又は第四章の三の規定による届出があつ

## (職権による住民票の記載等)

載等」という。)を行わなければならない。

条までの規定による住民票の記載等をしなければならない。ときは、当該記載等をすべき事実を確認して、職権で、第七条から第十き住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がないことを知つたった。市町村長は、法第四章又は第四章の三の規定による届出に基づ

の規定による住民票の記載等をしなければならない。 により住民票の記載等をすべき事由に該当するときは、職権で、これら2 市町村長は、次に掲げる場合において、第七条から第十条までの規定

一〜三の三(略

する住民票にあつては、記録。以下同じ。)をしなければならない。に関する記載(法第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製

## (届出に基づく住民票の記載等)

記載等」という。)を行わなければならない。
から前条までの規定による住民票の記載、消除又は記載の修正(以下「から前条までの規定による住民票の記載、消除又は記載の修正(以下「第七条第十一条 市町村長は、法第四章又は法第四章の三の規定による届出があ

## (職権による住民票の記載等)

第十二条 市町村長は、法第四章又は法第四章の三の規定による届出に基第十二条 市町村長は、次に掲げる場合において、第七条から第十条までの規定による住民票の記載等をしなければならない。 により住民票の記載等をすべき事実を確認して、職権で、第七条から第により住民票の記載等をすべき事実を確認して、職権で、第七条から第の規定による住民票の記載等をしなければならない。

る通知を受けたとき。 戸籍の記載若しくは記録をしたとき、又は法第九条第二項の規定によー 戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、若しくは職権で

三号及び第二項第三号において「番号利用法」という。) 第七条第一関する法律(平成二十五年法律第二十七号。第二十四条の二第一項第の二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

五・六(略

種別の変更に関する事実を確認したとき

四 国民年金の被保険者でなくなつた事実又は国民年金の被保険者の だあつたものとみなされるときを除く。)、国民年金の被保険者の資 があつたものとみなされるときを除く。)、国民年金の被保険者の資 国民年金法第十二条第一項若しくは第二項又は第百五条第四項の規

項又は第二項の規定による個人番号の指定をしたとき。

- 二 法第十条の規定による通知を受けたとき。
- の被保険者の資格の取得又は喪失に関する事実を確認したとき。り届出があつたものとみなされるときを除く。)その他国民健康保険は第九項の規定による届出を受理したとき(同条第十四項の規定によ三 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第九条第一項又
- を確認したとき。三の二の後期高齢者医療の被保険者の資格の取得又は喪失に関する事実
- 四 国民年金法第十二条第一項若しくは第二項又は同法第百五条第四項四 国民年金法第十二条第一項若しくは第二項又は同法第五条第四項四 国民年金の被保険者でなくなつた事実又は国民年金の被保険者をなり、の資格に関する処分があつたときその他国民年金の被保険者となり、
- 訴訟の判決の内容が住民基本台帳の記録と異なるとき。
  六 次に掲げる不服申立てについての裁決若しくは決定その他決定又は

七 百十九号) の変更、 行政区画、 地番の変更又は住居表示に関する法律 第三条第一項及び第二項若しくは第四条の規定による住居 郡、 区 市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称 (昭和三十七年法律第

> 1 決又は当該処分についての訴訟の確定判決 法の規定により市町村長がした処分に係る審査請求についての裁

又は同条第四項の規定による訴訟の確定判決 法第三十三条第二項の規定による住民の住所の認定に関する決定

による異議の申出についての決定又は同法第二十五条の規定による 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号)第二十四条第二項の規定

訴訟の確定判決

る審査請求についての裁決又は同条の処分についての訴訟の確定判 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第十九条に規定す

決

ホ の裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決 国民健康保険法第九十一条第一項の規定による審査請求について

の処分についての訴訟の確定判決 第百二十八条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号)

項

 $\vdash$ 裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決 介護保険法第百八十三条第一項の規定による審査請求についての

の確定判決 若しくは再審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟 国民年金法第百一条第一項の規定による審査請求についての決定

の変更、 百十九号)第三条第一項及び第二項若しくは同法第四条の規定による 行政区画、 地番の変更又は住居表示に関する法律 郡、 区 市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称 (昭和三十七年法律第

七

3・4 (略)

表示の実施若しくは変更に伴い住所の表示の変更があつたとき。

(住民票の消除に関する手続)

第十三条 年月日)をその消除した住民票に記載 届」という。)に基づき住民票を消除した場合にあつては、 生じた年月日 にあつては、 より磁気ディスクをもつて調製する消除した住民票にあつては、 市町村長は、住民票を消除したときは、その事由(転出の場合 転出により消除した旨及び転出先の住所) (法第二十四条の二第一項に規定する転出届 (法第十五条の一 第 及びその事由 (以下 一項の規定に 転出の予定 記録。 「転出 , . の

民票に記載をされた住所と異なるときは、当該転出先の住所を訂正しなる消除した住民票に記載をした転出先の住所が当該通知に係る住の消除した住民票に転出をした旨の記載をするとともに、前項の規定にとる通知を受けた市町村長は、当該通知に係

次項及び第十七条第一号において同じ。)をしなければならない。

2

住居表示の実施若しくは変更に伴い住所の表示の変更があつたとき。

確認して、職権で、住民票の記載等をしなければならない。 ードに係る記載漏れを除く。)があることを知つたときは、当該事実を誤記(住民票コードに係る誤記を除く。)若しくは記載漏れ(住民票コー 市町村長は、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に

示することができる。 市町村長は、第一項の規定により住民票の記載等をしたときは、その市を公市の対しなけるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をあると当該記載等に係る者に通知しなければならない。この場合において

4

(住民票を消除する場合の手続)

第十三条 市町村長は、住民票を消除する場合には、その事由(転出の場等十三条 市町村長は、住民票を消除する場合にあつては、転出の予定年月日)をその住民票に記載しなければならない。

異なるときは、当該記載された転出先の住所を訂正しなければならないより記載された転出先の住所が当該通知に係る書面に記載された住所とる消除された住民票に転出をした旨を記載するとともに、前項の規定に法第九条第一項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知に係

ければならない。	0
3・4 (略)	3 法第九条第一項の規定による通知を受けた市町村長は、その旨を都道
	府県知事に通知しなければならない。
	4 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長
	の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用
	に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。
(住民票の改製に関する手続)	
第十三条の二 市町村長は、住民票を改製する場合には、当該住民票の消	(新設)
除前又は修正前の記載の移記を省略することができる。	
2 市町村長は、住民票を改製したときは、その旨及びその年月日をその	
改製前の住民票に記載(法第十五条の二第二項の規定により磁気ディス	
クをもつて調製する改製前の住民票にあつては、記録)をしなければな	
らない。	
(住民票の写しを交付する場合の記載)	(住民票の写しを交付する場合の記載)
第十五条 市町村長は、法第十二条第一項、第十二条の二第一項又は第十	第十五条 市町村長は、法第十二条第一項、法第十二条の二第一項又は法
二条の三第一項若しくは第二項の規定により住民票の写し(法第六条第	第十二条の三第一項若しくは第二項の規定により住民票の写しを交付す
三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村に	る場合には、その末尾に原本と相違ない旨を記載しなければならない。
されている事項を記載し	
五条の四までにおいて同じ。) を交付する場合には、当該住民票の写し	
の末尾に原本と相違ない旨を記載しなければならない。	

#### 参考】

第十五条の二 法第十二条の三第四項第五号に規定する政令で定める業務(法第十二条の三第四項第五号に規定する政令で定める業務)

は、次に掲げる業務とする。

三十条の六第一項各号に規定する代理業務を除く。) 弁護士法人については、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第おける民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務( 弁護士(弁護士法人を含む。)にあつては、裁判手続又は裁判外に

び第七号に規定する代理業務号に規定する審査請求の手続についての代理業務並びに同項第四号及号に規定する審査請求の手続についての代理業務並びに同項第四号及家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第三条第一項第二三 土地家屋調査士(土地家屋調査士法人を含む。)にあつては、土地

びこれに関する主張又は陳述についての代理業務年法律第二百三十七号)第二条第一項第一号に規定する不服申立て及四 税理士(税理士法人を含む。)にあつては、税理士法(昭和二十六

三に規定する審査請求及び再審査請求並びにこれらに係る行政機関等保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項第一号の五、社会保険労務士(社会保険労務士法人を含む。)にあつては、社会

(住民票の再製)

(削る)

(略

(住民票の改製)

代理業務を除く。)

及び同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての

人については、同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務

条に規定する訴訟の手続についての代理業務並びに同法第六条の二第

)についての代理業務、

同項第二号に規定する代理業務、同法第六

一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務(特許業務法

第十六条 とができる。 市町村長は、 この場合には、 必要があると認めるときは、 消除又は修正された記載の移記を省くこと 住民票を改製するこ

(住民票の再製)

ができる。

第十七条 を再製しなければならない 市町村長は、 住民票が滅失したときは、 直ちに、 職権で、

年法律第四十九号)第四条第一項に規定する特許庁における手続

(特許業務法人を含む。) にあつては、弁理士法 (平成十二

服申立てに限る。)、審査請求及び裁定に関する経済産業大臣に対す

る手続(裁定の取消しに限る。)についての代理業務、

同条第二項第

号に規定する税関長又は財務大臣に対する手続(不服申立てに限る

いての代理業務並びに同項第一号の四から第一号の六までに規定する

(同条第三項第一号に規定する相談業務を除く。)

代理業務

弁理士

の調査又は処分に関し当該行政機関等に対してする主張又は陳述につ

2	,
(略)	ヘナゴン

(法第十五条の四第二項及び第三項に規定する政令で定める事項)

第十七条 法第十五条の四第二項及び第三項に規定する政令で定める事項 (新設)

の申出に係る除票の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。は、次の各号に掲げる同条第二項の請求又は同条第三項若しくは第四項

した旨)及びその事由の生じた年月日(転出届に基づき住民票を消除当該消除した住民票に転出をした旨の記載がされているときは転出を(転出の場合にあつては、転出により消除した旨、転出先の住所及び)

びその年月日 | 当該改製前の住民票に係る住民票を改製した旨及|

した場合にあつては、

転出の予定年月日)

(住民票に関する規定の準用)

第十七条の二 第十五条の二の規定は、法第十五条の四第五項において準 (新設)

用する法第十二条の三第四項第五号に規定する政令で定める業務につい

て準用する。

2 第二条、第十五条及び第十六条の規定は、除票について準用する。

市町村にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類)第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している旨を告示するとともに、その告示をした日から十五日間当該住民票(法2)市町村長は、前項の規定により住民票を再製したときは、直ちにその

を関係者の縦覧に供さなければならない。

の場合において、 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句

は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	第六条第三項	第十五条の二第二項
第十五条	第十二条第一項、第十	第十五条の四第一項か
	二条の二第一項又は第	ら第四項まで
	十二条の三第一項若し	
	くは第二項	
	住民票の写し	除票の写し
	第六条第三項	第十五条の二第二項
第十六条第二項	第六条第三項	第十五条の二第二項

## 第三章 戸籍の附票

(住民票に関する規定の準用

第二十一条 三第五項において準用する法第十二条の三第四項第五号に規定する政令 第十五条の二の規定は、法第二十条第五項及び第二十一条の

で定める業務について準用する。

2 定は、 に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 第二条、 戸籍の附票について準用する。この場合において、 第十三条第一 項、 第十三条の二、第十五条及び第十六条の規 それぞれ同表の下欄に掲げ 次の表の上欄

る字句に読み替えるものとする。 第一 第六条第三項 総務大臣

総務大臣及び法務大臣

第十六条第一

垣

第三章 戸籍の附票

(住民票に関する規定の準用)

2 第二十一条 する。 法第十二条の三第四項第五号に規定する政令で定める業務について準用 第二条、 第十五条の二の規定は、法第二十条第五項において準用する 第十五条、 第十六条及び第十七条の規定は、 戸籍の附票につ

るのは 法第十二条の三第 大臣」と、 は いて準用する。この場合において、 「第十六条第二 戸籍の附票の写し 第十五条中 項」 項若しくは第二項の規定により住民票の写し」とあ と 「法第十二条第 (法第十六条第二項の規定により磁気ディス 「総務大臣」 第二条中 項、 とあるのは 法第十二条の二第 「第六条第三項」とあるの 一総務大臣及び法務 一項又は

	第	
四項まで	二条の二第一項又は第	
第二十条第一項から第	第十二条第一項、第十	第十五条
第二十一条第二項	第十五条の二第二項	項
改製前の戸籍の附票	改製前の住民票	第十三条の二第二
は、記録)		
る戸籍の附票にあつて		
イスクをもつて調製す		
項の規定により磁気デ		項
記載(法第十六条第二	記載	第十三条の二第一
第二十一条第二項	第十五条の二第二項	
消除した戸籍の附票	消除した住民票	
	、転出の予定年月日)	
	除した場合にあつては	
	)に基づき住民票を消	
	下「転出届」という。	
	に規定する転出届(以	
	第二十四条の二第一項	
	由の生じた年月日(法	
	先の住所)及びその事	
	り消除した旨及び転出	
	にあつては、転出によ	
その旨及びその年月日	その事由(転出の場合	第十三条第一項

票に記録されている事項を記載した書類)」と、第十七条第二項中「第クをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附

六条第三項」とあるのは「第十六条第二項」と読み替えるものとする。

<u></u>															<u> ၁</u>				
第二十六条 法第四章	(届出の方式)	第四章 届出	第十六条第二項						第十五条		第二条	する。	に掲げる字句は、そ	準用する。この場合	3 第二条、第十五条	第十六条第二項			
法第四章又は第四章の三の規定による届出は、			第六条第三項	第六条第三項	住民票の写し	くは第二項	十二条の三第一項若し	二条の二第一項又は第	第十二条第一項、第十	総務大臣	第六条第三項		れぞれ同表の下欄に掲げ	この場合において、次の表の上欄	第十五条及び第十六条の規定は、	第六条第三項	第六条第三項	住民票の写し	くは第二項
よる届出は、現に届出の任			第二十一条第二項	第二十一条第二項	戸籍の附票の除票の写			から第四項まで	第二十一条の三第一項	総務大臣及び法務大臣	第二十一条第二項		それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものと	次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄	戸籍の附票の除票について	第十六条第二項	第十六条第二項	戸籍の附票の写し	
第二十六条 法第四章又は法第四章の三の規定による届出は、現に届出の	(届出の方式)	第四章 届出												11/41	(新設)				

らない。 の任に当たつている者が署名し、 に当たつている者の住所及び届出の年月日が記載され、 又は記名押印した書面でしなければな 並びに当該届出

(後期高齢者医療の被保険者である者に係る付記事項)

第二十七条の二 各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。 法第二十八条の二に規定する政令で定める事項は、 次の

条の四十七の規定による届出 ものを除く。 転入届(一の都道府県の区域内において住所を変更することに係る 法第三十条の四十六の規定による届出及び法第三十 (第三号に掲げる届出を除く。) 次に

イ・ 口 (略 掲げる事項

出の任に当たつている者が署名し、又は記名押印した書面でしなけ 任に当たつている者の住所及び届出の年月日が記載され、 並びに当 |該届 れ

ば

ならない。

(後期高齢者医療の被保険者である者に係る付記事項

第二十七条の二 法第二十八条の二に規定する政令で定める事項は、 次の

各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする

規定による届出 ものを除く。)並びに法第三十条の四十六及び法第三十条の四十七 転入届(一の都道府県の区域内において住所を変更することに係る (第三号に掲げる届出を除く。) 次に掲げる事項

1 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した旨

口 付されているときは、 資格証明書をいう。 齢者医療の被保険者資格証明書 条第三項の被保険者証をいう。以下この条及び第三十条において同 齢者医療の被保険者証 者の資格を取得している者がある場合には、 その者が属することとなつた世帯に既に後期高齢者医療の被保険 が交付されているときは、その番号、 以下この条及び第三十条において同じ。 その記号及び番号 (高齢者の医療の確保に関する法律第五 (同法第五十四条第七項の被保険者 その被保険者に後期高 その被保険者に後期高 )が交 十四四

二、転居届、 の被保険者資格証明書が交付されている場合には、 者証が交付されている場合には、その番号、 転出届及び世帯変更届 その者に後期高齢者医療の被保険 その者に後期高齢者医療 その記号及び番号

<u>-</u> <u>•</u> <u>=</u>

(略

(介護保険の被保険者である者に係る付記事項)

第二十七条の三 法第二十八条の三に規定する政令で定める事項は、次の | :

一転入届、法第三十条の四十六の規定による届出及び法第三十条の四各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

被保険者の資格を有する旨十七の規定による届出(第三号に掲げる届出を除く。

法第十二条第三項の被保険者証をいう。次号「及び第三十条において」 転居届、転出届及び世帯変更届 介護保険の被保険者証(介護保険

三(略

同じ。

の番号

する場合に限る。) 次に掲げる事項 在留者等となる前から引き続き後期高齢者医療の被保険者の資格を有三 法第三十条の四十七の規定による届出(当該届出をする者が中長期

- 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した年月日

されている場合には、その記号及び番号、その番号、その者に後期高齢者医療の被保険者資格証明書が交付口。その者に後期高齢者医療の被保険者証が交付されている場合には

(介護保険の被保険者である者に係る付記事項)

各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。第二十七条の三 法第二十八条の三に規定する政令で定める事項は、次

よる届出(第三号に掲げる届出を除く。) 介護保険の被保険者の資一 転入届並びに法第三十条の四十六及び法第三十条の四十七の規定に

格を有する旨

介護保険の

合に限る。) 次に掲げる事項 在留者等となる前から引き続き介護保険の被保険者の資格を有する場三 法第三十条の四十七の規定による届出(当該届出をする者が中長期

イ 介護保険の被保険者となつた年月日

ロ 介護保険の被保険者証の番号

# 第四章の三 外国人住民に関する特例

(外国人住民の通称の住民票への記載等)

第三十条の二十六 示しなければならない 住民票に記載がされることが必要であることを証するに足りる資料を提 載した申出書を提出するとともに、 村の市町村長 ようとするときは、 ものをいう。 関係の公証のために住民票に記載をすることが必要であると認められる に、 国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住 通称として記載を求める呼称その他総務省令で定める事項を記 以下この条及び次条第一項において同じ。)の記載を求め (以下この条及び同項において「住所地市町村長」という 外国人住民は、 その者が記録されている住民基本台帳を備える市 住民票に通称 当該呼称が居住関係の公証のために (氏名以外の呼称であつ 町

保る住民票に通称として記載をしなければならない。 いて、同項に規定する当該呼称を住民票に記載をすることが居住関係のいて、同項に規定する当該呼称を住民票に記載をすることが居住関係の

住民票に記載をしなければならない。 票の記載をするときは、当該各号に定める通称を当該外国人住民に係る3 市町村長は、次の各号に掲げる場合において、外国人住民に係る住民

· 二 (略

(外国人住民の通称の住民票への記載等)

第三十条の二十六 村長 て、 ばならない 記載されることが必要であることを証するに足りる資料を提示しなけれ 出書を提出するとともに、 通称として記載を求める呼称その他総務省令で定める事項を記載した申 るときは、 のをいう。 関係の公証のために住民票に記載することが必要であると認められるも 国内における社会生活上通用していることその他の事由により居 (以下この条及び次条において「住所地市町村長」という。 その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の 以下この条及び次条において同じ。)の記載を求めようとす 外国人住民は、 当該呼称が居住関係の公証のために住民票に 住民票に通称 (氏名以外の呼称であ に、 市

る住民票に通称として記載しなければならない。証のために必要であると認められるときは、これを当該外国人住民に係いて、同項に規定する当該呼称を住民票に記載することが居住関係の公2 住所地市町村長は、前項の規定による申出書の提出があつた場合にお

住民票に記載しなければならない。 票の記載をするときは、当該各号に定める通称を当該外国人住民に係る3 市町村長は、次の各号に掲げる場合において、外国人住民に係る住民

記載された通称 外国人住民が転出証明書を添えて転入届をした場合 転出証明書に

二 外国人住民が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした

事項を記載した申出書を提出しなければならない。この場合において、の記載がされている場合において、当該通称の削除を求めようとすると4 外国人住民は、当該外国人住民に係る住民票に当該外国人住民の通称

住所地市町村長は、

当該通称を削除しなければならない。

5

6 (略)

る。

の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。びこの政令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表7 外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合における法及

まで 項及び通称(住民基本台帳のうち第) 住民基本台帳のうち第 住民基本台帳のうち第

法第十一条第一

項

場合 法第二十四条の二第四項の規定により通知された通称

4 外国人住民は、当該通称を削除しなければならない。 にの場合において、住項を記載した申出書を提出しなければならない。この場合において、住項を記載した申出書を提出しなければならない。この場合において、住 でを記載されている場合において、当該通称の削除を求めようとするとき が記載されている場合において、当該通称の削除を求めようとするとき が記載されている場合において、当該通称を削除しなければならない。

と認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であるしなければならない。この場合において、通知を受けるべき外国人住民に通知が居住関係の公証のために必要であると認められなくなつたときは、当が居住関係の公証のために必要であると認められなくなつたときは、当が記載されている場合において、当該通称を住民票に記載しておくことが記載されている場合において、当該通称を住民票に当該外国人住民の通称住所地市町村長は、外国人住民に係る住民票に当該外国人住民の通称

ついて準用する。 
6 
法第二十七条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第四項の申出に

この政令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合における法及び

中欄に掲げる字句は、

それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるも

7

まで

項及び通称

(住民基本

号 七条第一号に掲げる事 第 住民基本台帳のうち第

(略)		(略)	項	る法第十二条第五	み替えて適用され	一の規定により読	法第三十条の五十		(略)													
(略)		(略)					までに掲げる事項		(略)				(略)									
(略)		(略)			ては、通称を除く。)	号に掲げる事項につい	までに掲げる事項(同		(略)				(略)	二号	びに第七条第二号、第	項において同じ。)並	及び第三十条の六第一	称をいう。以下この章	六第一項に規定する通	二号)第三十条の二十	十二年政令第二百九十	台帳法施行令(昭和四
法第三十条の五十	二項第三号	法第十二条の二第	項	る法第十二条第五	み替えて適用され	一の規定により読	法第三十条の五十	第三号	法第十二条第二項													
第十四号に掲げる事項		氏名				事項	第十四号までに掲げる		氏名			号から第三号まで	事項のうち第七条第一									
第十四号に掲げる事項		氏名又は通称		除く。)	項については、通称を	事項(同号に掲げる事	第十四号までに掲げる		氏名又は通称	第三号	称並びに同条第二号、	号に掲げる事項及び通	事項のうち第七条第一			、第三号	)並びに第七条第二号	称をいう。以下同じ。	六第一項に規定する通	二号)第三十条の二十	十二年政令第二百九十	台帳法施行令(昭和四

						ı												ı			
第三十条の三十一				可	法第三十条の六第	第一項	る法第十二条の四	み替えて適用され	一の規定により読	法第三十条の五十		(略)	第一項	る法第十二条の三	み替えて適用され	一の規定により読	法第三十条の五十				
から第三号まで					から第三号まで					事項		(略)					から第三号まで				
に掲げる事項及び通称			三号	並びに同条第二号、第	に掲げる事項及び通称			除く。)	項については、通称を	事項(同号に掲げる事		(略)				、同条第二号、第三号	に掲げる事項及び通称				
第三十条の三十一				可[	法第三十条の六第	第一項	る法第十二条の四	み替えて適用され	一の規定により読	法第三十条の五十	四項第三号	法第十二条の三第	第一項	る法第十二条の三	み替えて適用され	一の規定により読	法第三十条の五十	第四項	る法第十二条の二	み替えて適用され	一の規定により読
第七条第一号から第三	まで			号まで	第七条第一号から第三					第十四号に掲げる事項		氏名				号まで	第七条第一号から第三				
第七条第一号に掲げる	第二号、第三号の正の条	同条第一号に掲げる事	条第二号、第三号	事項及び通称並びに同	第七条第一号に掲げる		°	ついては、通称を除く	(同号に掲げる事項に	第十四号に掲げる事項		氏名又は通称			二号、第三号	事項及び通称、同条第	第七条第一号に掲げる		° )	ついては、通称を除く	(同号に掲げる事項に

				8												
する。	規定中同表の中欄に	る場合における法の	より磁気ディスクを	外国人住民に係る除票に通称の記載	号	第三十条の五第三	替えて適用される	の規定により読み	第三十条の三十一	11	及び第二十四条の	第二十三条第二項	替えて適用される	の規定により読み	第三十条の三十一	
	掲げる字句は、それぞれ	る場合における法の規定の適用については、	磁気ディスクをもつて調製する除票にあつては						から第三号まで						から第四号まで	
	規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と	次の表の上欄に掲げる法の	3つては、記録) がされてい	(法第十五条の二第二項の規定に			三号	並びに同条第二号、第	に掲げる事項及び通称				号まで	、同条第二号から第四	に掲げる事項及び通称	
	2	(1)	\ \	(ث												
				(新		*.*.										

		号
		第三十条の五第三
条第二号、第三号		替えて適用される
事項及び通称並びに同	号まで	の規定により読み
第七条第一号に掲げる	第七条第一号から第三	第三十条の三十一
		Ξ
		及び第二十四条の
		第二十三条第二項
二号から第四号まで		替えて適用される
事項及び通称、同条第	号まで	の規定により読み
第七条第一号に掲げる	第七条第一号から第四	第三十条の三十一
第三号		
)、法第七条第二号、		
二までにおいて同じ。		
下この章から第四章の		項
定する通称をいう。以		第十五条の三第二
条の二十六第一項に規		替えて適用される
事項及び通称(第三十	号まで	の規定により読み

項

第二号、第三号

て同じ。)、法第七条

十条の五第三号におい

いう。第四章及び第三

一項に規定する通称を

(第三十条の二十六第

第十五条の三第二

替えて適用される

の規定により読み

新設)

ついては、通称を除く		替えて適用される 第十五条の四第五 項において準用す
(同号に掲げる事項に第十四号に掲げる事項	第十四号に掲げる事項	の規定により読み第三十条の五十一
		二項第三号
氏名又は通称	氏名	項において準用す
		る第十二条第五項 項において準用す
		第十五条の四第五
ては、通称を除く。)		替えて適用される
号に掲げる事項につい		の規定により読み
までに掲げる事項(同	までに掲げる事項	第三十条の五十一
章において同じ。)		
通称をいう。以下この		
十六第一項に規定する		
十二号)第三十条の二		第三号
四十二年政令第二百九		る第十二条第二項
本台帳法施行令(昭和		項において準用す
氏名又は通称(住民基	氏名	第十五条の四第五

		1 .	第											
略)	一号 一号 第十二条第二項第	下欄に掲げる字句とする。ついては、これらの規定は	第三十条の三十一外	(外国人住民についての適用の特例)	項	第十五条の四第三	替えて適用される	の規定により読み	第三十条の五十一	四項第三号	る第十二条の三第	項において準用す	第十五条の四第五	項
(略)	送第九条第二項 で戸籍の記載若しくは で戸籍の記載若しくは	する。規定中同表の中欄に掲げ	国人住民に係る次の表の	ての適用の特例)					から第三号まで				氏名	
(略)	第三十条の五十	下欄に掲げる字句とする。 ついては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の	外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用に					、同条第二号、第三号	に掲げる事項及び通称				氏名又は通称	
項第四号第十五条の三第一	一号 一号 第十二条第二項第	下欄に掲げる字句については、これらの	第三十条の三十一外	(外国人住民についての適用の特例)										
又は第十三号	受理し、若しくは職権 で戸籍の記載若しくは 記録をしたとき、又は	字句に読み替えるものとする。れらの規定中同表の中欄に掲げ	国人住民に係る次の表の	ての適用の特例)										
籍等又は同条の表の下の四十五に規定する国	<ul><li>法第三十条の五十</li><li>受理したとき、又は法</li></ul>	字句に読み替えるものとする。れらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の	外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用に											

票の記載を行つた旨	3日	号			
外国人住民に係る住民	住民票の記載を行つた	第三十条の五第一	(略)	(略)	(略)
欄					
等並びに同条の表の下					
四十五に規定する国籍					
る事項、法第三十条の		Ξ			
二及び第十三号に掲げ	二及び第十三号	及び第二十四条の			
第四号まで、第八号の	第五号まで、第八号の	第二十三条第二項	(略)	(略)	(略)
る事項					
同条の表の下欄に掲げ					
に規定する国籍等及び					
、法第三十条の四十五	及び戸籍の表示	第二十二条	(略)	(略)	(略)
又は同条の表の下欄					
十五に規定する国籍等					
事項、法第三十条の四					
くは第十三号に掲げる					
四号、第八号の二若し					
た年月日(法第七条第					
する外国人住民となつ	又は第十三号				
三十条の四十五に規定	条第四号、第八号の二				
掲げる事項並びに法第	までに掲げる事項(同	項			
、第七号及び第八号に	及び第六号から第八号	第十五条の三第二	(略)	(略)	(略)
欄					

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

#### 第五章 雑則

(指定都市の区及び総合区に対する法の適用)

第三十一条 まで、 第四項、第三十条の四十五から第三十条の四十八まで並びに第三十四条 及び第三項、 第十二条の三第五項から第八項まで、 第六条第 第十六条第一項、 五条の二第一項 第十九条の二、 第十二条第三項から第六項まで、第十二条の二第三項及び第四項、 条第三項、 第二十二条から第二十四条まで、 法第三十八条第一項に規定する政令で定める法の規定は、 項、 第三十条の三第一項及び第三項、第三十条の四第三項及び 第十一条の二第三項、 第七条第八号、 第十七条の二第二項、第十九条第一項から第三項まで 第 第十五条の三、 一十一条第 第九条第一項、 項、 第十五条の四第二項から第四項まで、 第四項及び第八項から第十二項ま 第十五条第二項及び第三項、 第二十一条の三第一 第二十五条、 第十条、 第二十七条第二項 第十条の二、 一項から第四項 第十 第 法

第三十一条 (指定都市の区及び総合区に対する法の適用)

号から第五号まで 号 第三十条の五第二 第三十条の五第三 住民票の消除を行つた 行つた旨 住民票の記 旨 載の 修 正 を 外国人住民に係る住 た旨 外国人住民に係る住民 票の記載の修正を行つ 票の消除を行つた旨

#### 第五章 雑則

四項、 条並びに法附則第四条第一項とする。 七条第二項及び第三項、 三項まで、 、法第十二条の三第五項から第八項まで、 条第三項、 第六条第一項、 法第十六条第一項、 法第十二条第三項から第六項まで、法第十二条の二第三項及び第四項 法第三十条の四十五から第三十条の四十八まで並びに法第三十四 法第二十二条から第二十四条まで、 法第三十八条第一項に規定する政令で定める法の規定は、 法第十一条の二第三項、 法第七条第八号、 法第十七条の二第二項、 法第三十条の三、 法第九条第一項、 第四項及び第八項から第十二項まで 法第十五条第二 法第三十条の四第三項及び第 法第二十五条、 法第十九条第 法第十条 一項及び第三項 一項から第 法第二十 法第十 法

2 項の指定都市 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) (以下この項及び次条において「指定都市」という。) 第二百五十二条の十九

2

地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第

(以下この項及び次条において「指定都市」という。)

項の指定都市

並びに附則第四条第一項とする

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするについて法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定

市町村長の	市町		本台帳	第十二条第一項  市町		(略) (略)	(略) (略)		(略) (略)	
区     区       区の区長が作成した住民基		町村長		市町村が備える住民基		(1)	1)		(*)	
	区長の	区の区長	本台帳	区長が作成した住民基		(略)	(略)		(略)	
				<i>h</i> -h-	표	<u>/-/-</u>	<u> </u>		<i>55</i>	

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読みについて法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定

替
え
るも
の
بے
する
3

第三条第一項	市町村長	市長及び区長(総合区
		長を含む。以下同じ。
第九条第二項	市町村長	市町村長(指定都市に
		あつては、区長)
	市町村の住民	市町村の住民(指定都
		市にあつては、区(総
		合区を含む。以下同じ
		。)の区域内に住所を
		有するその区の属する
		市の住民)
第十一条第一項	市町村長	神区
	市町村が備える住民基	区長が作成した住民基
	本台帳	本台帳
第十一条の二第一	市町村長は	区長は
項		
第十二条第一項	住民基本台帳を備える	住民基本台帳を作成
	市町村の市町村長	た区長

				_
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	略)	略)
(略)	(略)	(略)	(略)	略)
			,	
第十三条	項第十二条の四第五	第十二条の四第二	項第十二条の四第一	第十二条の二第一項及び第
委員会をいう	所地市町村長又は住	受けた市町村長	住民基本台帳を備える市町村長に対し	市町村が備える住民基
委員会をいい、区の選	交付地市町村長(指定都市にあつては、市長 同じ。)又は住所地市 同じ。)又は住所地市 で対長(指定都市にあ	都市にあつては、区長受けた市町村長(指定	住民基本台帳を備える市町村の市町村長(指定都市にあつては、当該住民基本台帳を作成した区長)した区長)の方町村長(指定都市にあつては、当めつては、区長)に対	区長が作成した住民基

(略)		(略)	可項	第二十一条の三第			(略)				第二十条第一項			(略)	項	第十五条の四第一		(略)	(略)		
(略)		(略)	市町村の市町村長	市町村が			(略)	市町村の市町村長	市町村長の	附票	市町村が備える戸籍の			(略)	市町村の市町村長	市町村が		(略)	(略)		
(略)		(略)	区の区長	区が			(略)	区の区長	区長の	附票	区長が作成した戸籍の			(略)	区の区長	区が		(略)	(略)		
第二十四条の二第	三項	第二十四条の二第		(新設)		ら第四項まで	第二十条第二項か				第二十条第一項		項	第十七条の二第一		(新設)		第十四条第二項	第十四条第一項		
は スポーツ は 大 は は は な は は は は は は は は は は は は は は		受けた市町村長			附票	市町村が備える戸籍の	市町村長			長	備える市町村の市町村		市町村名	その旨及び			市町村の市町村長	住民基本台帳を備える	市町村長	市町村の市町村長	
転入地市町村長(指定	都市にあつては、区長	受けた市町村長(指定			附票	区長が作成した戸籍の	区長				作成した区長	区名	市名及び区名又は総合	その旨並びに			た区長	住民基本台帳を作成し	市長及び区長	区の区長	挙管理委員会を含む

一(略)		(略)		(略)		(略)				(略)		(略)		(略)		(略)						
(略)		(略)		(略)		(略)				(略)		(略)		(略)		(略)						
(略)		(略)		(略)		(略)				(略)		(略)		(略)		(略)						
第三十条の五十	第一項	第三十条の三十八	第一項	第三十条の三十七	第二項	第三十条の二十六			項	第三十条の六第一	項及び第二項	第三十条の四第一	項	第三十条の三第二	項	第三十条の二第一						五項
住民基本台帳を備える		市町村長、		市町村長		市町村長			都道府県知事に	市町村長	市町村の市町村長	住民基本台帳を備える	台帳	その市町村の住民基本		当該市町村長が						出地市町村長
住民基本台帳を作成し		市長若しくは区長、		市長又は区長		市長若しくは区長	府県知事に	市長を経由して、都道	、当該区の属する市の	区長	た区長	住民基本台帳を作成し	民基本台帳	当該区長が作成する住	長が	当該市に属する区の区	の項において同じ。)	つては、市長。以下こ	町村長(指定都市にあ	同じ。)又は転出地市	。以下この項において	都市にあつては、市長

(略)       (略)       (略)       (略)       (略)       (略)       (略)		(略) (略)
(略) (略)	(昭)	(略)

第三十六条

市町村長

市長又は区長

一十一条の二

市町村長

市

長又は区長

市町村の市

町村長

た区長

(指定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用)

第三十二条 びに附則第三条、第五条及び第六条の規定中市又は市長に関する規定は 二項、第三十条の二十八、第三十条の二十九並びに第三十四条第一項並 条の二、第三十条の四、 八条から第二十条まで、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第三十 条第一項及び第二項、 る字句とする に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ それぞれその市の区及び総合区又は区長及び総合区長に適用する。 指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、 指定都市においては、第六条の二から第十二条まで、第十三 第十三条の二、第十四条、第十六条第一項、 第三十条の二十六第三項、 第三十条の二十七第 次の表の上欄 第十 2

2

一項 第三十六条の二第	市町村長	市長及び区長
第三十六条の二第	市町村長	市長又は区長
二項		
第三十六条の三	市町村長	市長及び区長
	市町村	市及び区
(新設)		

(指定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用)

第三十二条 る字句に読み替えるものとする に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 その市の区及び総合区又は区長及び総合区長に適用する。 三条、第五条及び第六条の規定中市又は市長に関する規定は、 八、第三十条の二十九並びに第三十四条第一項及び第二項並びに附則第 条第一項及び第二項、 第三十条の二十六第三項、 第二十三条第一項、 指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、 指定都市においては、第六条の二から第十二条まで、 第十四条、第十五条、第十六条から第二十条まで 第二十四条第一項、第三十条の二、第三十条の四 第三十条の二十七第二項、 それぞれ同表の下欄に掲げ 第三十条の二十 次の表の上欄 それぞれ 第十三

第三十四条 ものとする。 民票又は戸籍の附票を消除し、 第一項 第三十条の二十六 第十五条及び第十 (保存) 六条第一 (略) 略 (略 項 市町村長は、 の市町村長 市町村長 (略) 略 略 除票又は戸籍の附票の除票を、 又は改製した日から百五十年間保存する 区長 長 基本台帳を作成した区 にあつては、当該住民  $\mathcal{O}$ (略 略 略 市 町 村長 これらに係る住 (指定都市 第三十四条 第三項の規定により消除した住民票 は 第一 第十三条第三項 (保存) 第三十条の二十七 第一項第一号 第三十条の二十七 第三十条の二十六 (新設) 全部を消除したものに限る。 項 項第二号 市町村長は、 及び 村長 市町村名及び 市町村名 市町村長 号において同じ。 あつては、 備える市町村の市町 都道府県知事に 第八条、 区名。 (特別区に 第八条の二、 又は第十九条の規定により全部を消 (世帯を単位とする住民票にあつて 次 は、 む。 名を含む。次号におい 市名及び区名(総合区 備える市町村の市町村 県知事に 長を経由して、 区長(総合区長を含む 市名及び区名並びに て同じ。 を作成した区長) 長 第十条若しくは第十二条 当該区 以下同じ。) (指定都市にあつて 当該住民基本台帳 )の属する市の市 )並びに (総合区を含 都道府

2

(略)

(削る)

2 市町村長は、前項の規定にかかわらず、戸籍の附票に住所の記載の修票又は戸籍の附票についても、同様とする。定に基づき住民票又は戸籍の附票を改製した場合における改製前の住民定に基づき住民票又は戸籍の附票を改製した場合における改製前の住民の規格を表示。

除した戸籍の附票を、

これらを消除した日から五年間保存するものとす

を改製した場合には、 死亡在外者等以外の在外者等に関する記載をした戸籍の附票でないもの 消除した場合又は死亡在外者等に関する記載をした戸籍の附票であつて 者等以外の在外者等に関する記載をした戸籍の附票でないものの全部を 在外者等」という。 票を改製した場合における改製前の戸籍の附票についても、 準用する第十六条の規定に基づき在外者等に関する記載をした戸籍の附 除した場合における当該消除した戸籍の附票を、 項において同じ。 正によつて国内における住所の記載をしていない者 した日から百五十年間保存するものとする。第二十一条第二項において ただし、 市町村長は、 「在外者等」という。)に関する記載 死亡したことにより戸籍から除かれた在外者等 前項の規定にかかわらず、 をした戸籍の附票の全部を第十九条の規定により消 この限りでない。 に関する記載をした戸籍の附票であつて死亡在外 (記載の消除を含む。 戸籍の附票に住所の記載の修 当該戸籍の附票を消除 (以下この項におい (以下「死亡 同様とする 以下この

3

(略)

情 報 した日から起算して百五十年を経過する日 確認情報の通知の日から起算して百五十年を経過する日 住民票の消除を行つたことにより通知した本人確認情報 当該本人確認情報に係る者に係る新たな本人確認情報の通知を 当該本人

れた日から一年間保存するものとする。

法及びこの政令に基づく届出書、通知書その他の書類は、その受理さ

4

当該」に改め、同項第二号中「場合」の下に「において、法第二十四条人住民の通称が記載された」を加え、「転出証明書に記載された」を「において第三十条の二十六第三項第一号中「外国人住民が」の下に「当該外国第三十年の	万」を「第三十条の十七第一項第二号」に改める。	め、同表第三十条の二十七第一項第二号の項中「第三十条の二十七第一 の二十三十条の二十七第一項第一号」を「第三十条の十七第一項第一号」に改 市町村	の十六第一項」に改め、同表第三十条の二十七第一項第一号の項中「第二中「第三十条の二十六第一項」を「第三十条の十四第一項及び第三十条) 同項の	第三十条の十九」に改め、同条第二項の表第三十条の二十六第一項の項第三十項、第三十条の十六第三項、第三十条の十七第二項、第三十条の十八、現、第三十条の十八、	<u></u>	第三十二条第一項中「第三十条の二十六第三項、第三十条の二十七第一 第三-(略) (略)	部を次のように改正する。	改 正 案
を「同項において「」に、「記載される」を「記載がされる」に改め、において同じ」を「次条第一項において同じ」に、「次条において「」第三十条の二十六第一項中「記載する」を「記載をする」に、「次条(中略)	《三子》号」を「第三十条の十七第一項第二号」に改める。 号」を「第三十条の二十七第一項第二号の項中「第三十条の二十七第一項第二	の二十七第一項第一号」を「第三十条の十七第一項第一号」に改め、同市町村」を削り、同表第三十条の二十七第一項第一号の項中「第三十条	「第三十条の十四第一項及び第三十条の十六第一項」に改め、「備える同項の表第三十条の二十六第一項の項中「第三十条の二十六第一項」を	第三十条の十九」に改め、同条第二項中「に読み替えるもの」を削り、項、第三十条の十六第三項、第三十条の十七第二項、第三十条の十八、	二項、第三十条の二十八、第三十条の二十九」を「第三十条の十四第二	第三十二条第一項中「第三十条の二十六第三項、第三十条の二十七第(略)	部を次のように改正する。一条 住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)の一(住民基本台帳法施行令の一部改正)	現行

項」 改め、 除票にあつては 条の三十 替えて適用される第二十三条第二項及び第二十四条の三の項及び第三十 十 一 え、 の二第四項の規定により当該外国人住民の通称が通知されたとき」 三十条の十六第 により読み替えて適用される第十五条の三第二項の項中「第三十条の三 て準用する第十二条第二項第三号の項中 「第三十条の十六第一項」 (法第十五条の二第1 「第三十条の三十一」を「第三十条の二十一」に改め、 を 「法第二十四条の二第四項の規定により通知された」を を 同 第三十条の十六第 条第七項の表法第十一条第一項の項中 一の規定により読み替えて適用される第三十条の五第三号の項 「第三十条の二十一」 項」 記録) に改め、 一項の規定により磁気ディスクをもつて調製する を削 に改め 項」 に、 同表第三十条の三十一の規定により読み ŋ に改め 同条を第三十条の十六とする。 同項の表第十五条の四第五項にお 「第三十条の二十六第一 「第三十条の二十六第一項」 同表第三十条の三十一の規定 「第三十条の二十六第一 同条第八項中 項」 「当該」に を を加 第

を加え、 削り、 もの に改める。 第十四号に掲げる」 十一の規定により読み替えて適用される法第十二条の四第 十二条の三第 び第三十条の六第一 が記載されている」を「の記載がされている」に改め、 四条の二第四項の規定により当該外国人住民の通称が通知されたとき」 を 外国人住民の通称が記載された」を加え、 載をしなければ」 同条第二項中 定により読み替えて適用される法第十二条第五項の項中 「記載をしなければ」に改め、 項」を「第三十条の十六第一項」に改め、 に改め、 に改め、 に、 「当該」に改め、 を削 同表法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される法第 「記載しておく」を「記載をしておく」に改め、 - 法第二十四条の二第四項の規定により通知された」を「当該 ŋ 同条第五項中 同条第四項中「が記載されている」 「記載する」 項の項中 同項の表法第十一条第 に改め、 を削り、 項において」を加え、 同項第二号中 「第七条第一号」 「が記載されている」 を 同項第一号中 同表法第三十条の六第一項の項を次のよう 「記載をする」 同条第三項中「記載しなければ」 「場合」 項の項中 「外国人住民が」 を削り、 同表法第三十条の五十一の規 の下に「において、 に、 |転出証明書に記載された| 「以下」の下に「この章及 を を 「の記載がされている 「の記載がされている 「第三十条の二十六第 「記載しなければ」 同表法第三十条の五 同条第七項中「 「第十四号」を 「に読み替える の下に 項の項中「 法第二十 を 「当該 記 を

# 一項 から第三号まで に掲げる事項及び通称

(中略

(中略)

第三十条の三十一を第三十条の二十一とする。

(中略)

第四章の二を第五章とし、 同章の次に次の一章を加える。

第六章 氏に変更があつた者に関する特例

(中略)

(氏に変更があつた者の旧氏の住民票への記載等)

第三十条の十四 (略)

2 5 (略)

6 旧氏記載者に係る法及びこの政令の規定の適用については、 次の表

の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下

欄に掲げる字句とする。

2 5 (略) 第三十条の十四

(略)

の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下 旧氏記載者に係る法及びこの政令の規定の適用については、 次の表

欄に掲げる字句とする。

二十一とする。

に改め、

一第七条第一号」を削り、

同条を第三十条の十六とする。

「第三十条の二十一」

(中略)

第三十条の三十一中

「に読み替えるもの」を削り、

同条を第三十条の

三十条の五第三号の項中「第三十条の三十一」を

条の三の項及び第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される第

十一の規定により読み替えて適用される第二十三条第二項及び第二十四

まで」を「第四章及び第三十条の五第三号」に改め、

て適用される第十五条の三第二項の項中「第三十条の三十一」を「第三

「第七条第一号」を削り

「第三十条の二十六

第三十条の二十六第七項の表第三十条の三十一の規定により読み替え

十条の二十一」に改め、

項」を

「第三十条の十六第一項」に、

「以下この章から第四章の二

同表第三十条の三

(中略) 第四章の二を第五章とし、 同章の次に次の一章を加える。

第六章 氏に変更があつた者に関する特例

(中略)

(氏に変更があつた者の旧氏の住民票への記載等)

6

(中略)

7 氏に変更があつた	氏に変更があつた者に係る除票に旧氏の記載	『載(法第十五条の二第二
項の規定により磁気	項の規定により磁気ディスクをもつて調製する除票にあつては、	んる除票にあつては、記録
。第三十条の十六第	第三十条の十六第八項において同じ。)が	がされている場合における
法の規定の適用につい	ては、	次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の
中欄に掲げる字句は、	、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	掲げる字句とする。
第十五条の四第五	氏名	氏名又は旧氏(住民基
項において準用す		本台帳法施行令(昭和
る第十二条第二項		四十二年政令第二百九
第三号		十二号)第三十条の十
		三に規定する旧氏をい
		う。以下この章におい
	-1	て同じ。)及び名
第十五条の四第五	事項	事項(同号に掲げる事
項において準用す		項については、旧氏を
る第十二条第五項		除く。)
第十五条の四第五	及 び	又は旧氏及び名並びに
項において準用す		
る第十二条の二第		
二項第三号		
第十五条の四第五	事項	事項(同号に掲げる事)
項において準用す		項については、旧氏を
る第十二条の二第	TO 1	除く。)
四項		

2	三	る	法	手	者	۷Ŋ	$\smile$	第	第二条		第一条										
台去	三十条の十四第七項の規定は、	る日までの間は、第一	法律 (令和元年法律第十六号)	·続等における情報通	1の利便性の向上並び	いる除票については、	に係る住民票を消除し、	十五条の二第一項に	市町村長	(経過措置)	この政令は、	(施行期日)	附則	(中略)		項	第十五条の四第三	四項第三号	る第十二条の三第	項において準用す	第十五条の四第五
さきらくし	規定は、適用しない。	条の規定による改正後	十六号)附則第四条第	信の技術の利用に関す	に行政運営の簡素化及	情報通信技術の活用に		第十五条の二第一項に規定する除票をいう。	(特別区の区長を含む。) が		令和元年十一月五日から施行する。						から第三号まで				及 び
		第一条の規定による改正後の住民基本台帳法施行令第	附則第四条第二項に規定する政令で定め	手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する	者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係	又は改製した日から起算して五年を経過して	以下この項において同じ。	がその除票(住民基本台帳法		施行する。				三号	並びに同条第二号、第	に掲げる事項及び旧氏				又は旧氏及び名並びに

(新設)

1 この政令は、平成三十一年十一月五日から施行する。

(施行期日)

附 則 (中略)

	改正後の住民基本台帳法施行令」に改める。の十六第八項」に改め、同条第二項中「新令」を「第一条の規定による
	項において「新令」という。)第三十条の二十六第八項」を「第三十条
	附則第二条第一項中「第一条の規定による改正後の」を削り、「(次
	二十六号)の一部を次のように改正する。
(新設)	第四条 住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(令和元年政令第
	(住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)
の二十一」に改める。	
第八条第一項及び第二項第八号中「第三十条の三十一」を「第三十条	
部を次のように改正する。	
2 出入国管理及び難民認定法施行令(平成十年政令第百七十八号)の一	第三条(略)
(出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正)	(出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正)
	長を市長とみなす。
	一項の指定都市に対する前項の規定の適用については、区長及び総合区